

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月4日
【計算期間】	第6特定期間（自 平成20年5月8日 至 平成20年11月5日）
【ファンド名】	三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年4回 年6回	日本 北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券 一般	(隔月)	欧州				
公債	年12回	アジア			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
社債	(毎月)	オセアニア				
その他債券	日々	中南米				
クレジット	その他	アフリカ				
属性 ( )	( )	中近東 (中東)				その他 ( )
不動産投信		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投信)))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

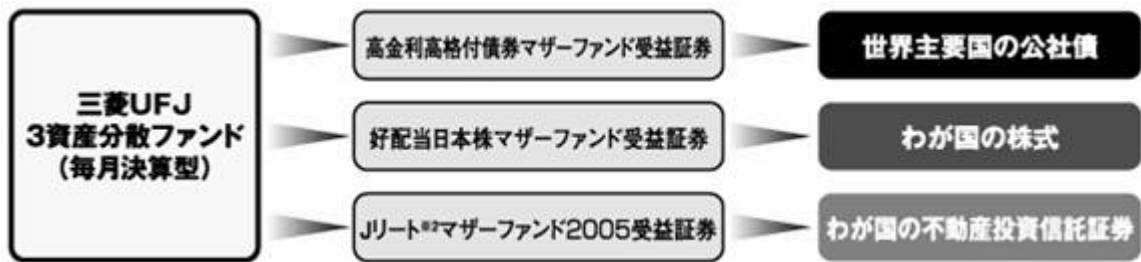
上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### < ファンドの特色 >

1

世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

各資産への投資は各マザーファンド<sup>1</sup>受益証券への投資を通じて行います。



1 3つのファンドを「親投資信託」または「マザーファンド」といいます。

2 Jリートとは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券を意味するリート(REIT)の日本版を意味します。

2

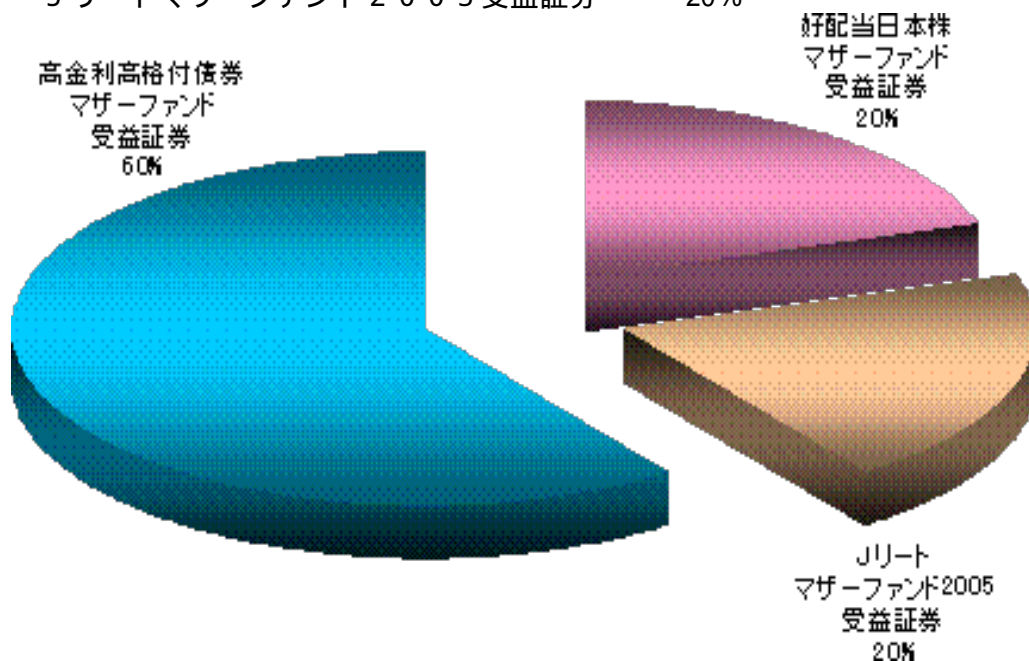
各マザーファンド受益証券への資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

当ファンドの基本投資割合

高金利高格付債券マザーファンド受益証券・・・60%

好配当日本株マザーファンド受益証券・・・20%

Jリートマザーファンド2005受益証券・・・20%



実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動による影響を受け、投資元金を割り込むことがあります。

3

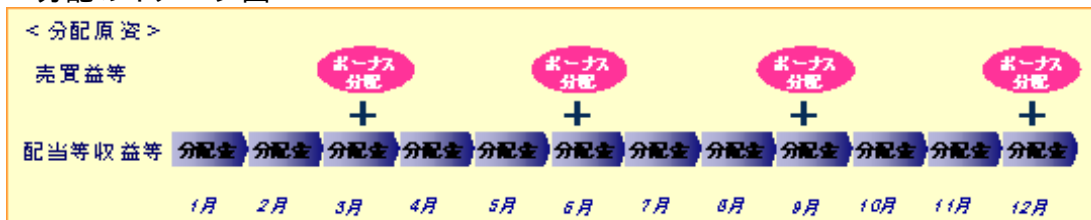
毎月5日(ただし、5日が休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、収益分配方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

分配金額につきましては、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配を目指します。ただし、毎年3月・6月・9月・12月の決算時に売買益（評価益を含みます）がある場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます）等を加えた額から分配を行うことがあります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益の分配にあてなかつた利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### <分配のイメージ図>



上図はイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

「ボーナス分配」とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乘せして行う分配です。なお、売買益等がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### <高金利高格付債券マザーファンドの特色>

世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に金利が高い国の公社債に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。

投資対象候補国は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中から、国債の信用力がダブルAマイナス格相当（自国通貨建て長期格付け）以上である国とします。

投資対象候補国を「アメリカ大陸」、「ヨーロッパ」、「アジア・オセアニア（日本を含む）」の3地域に分け、各地域から相対的に金利が高い国を原則として複数選定します。国別資産配分は、各国の信用力、金利水準および債券市場の規模等を勘案して決定します。

各国の国債を中心に、政府保証債、州政府債を含む地方債および各国通貨建ての国際機関債に投資します。

組入公社債の格付けは、ダブルAマイナス格相当を下限とします。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では信託財産の純資産総額の90%以上）を基本とします。

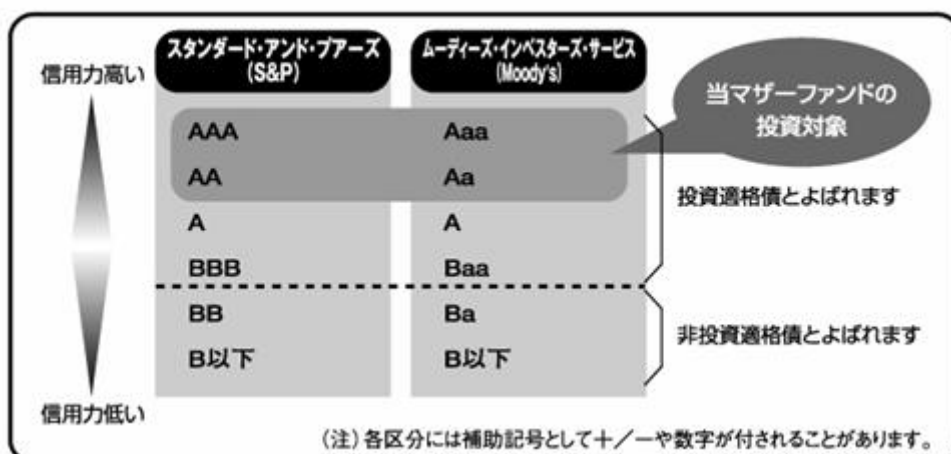
市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 格付け

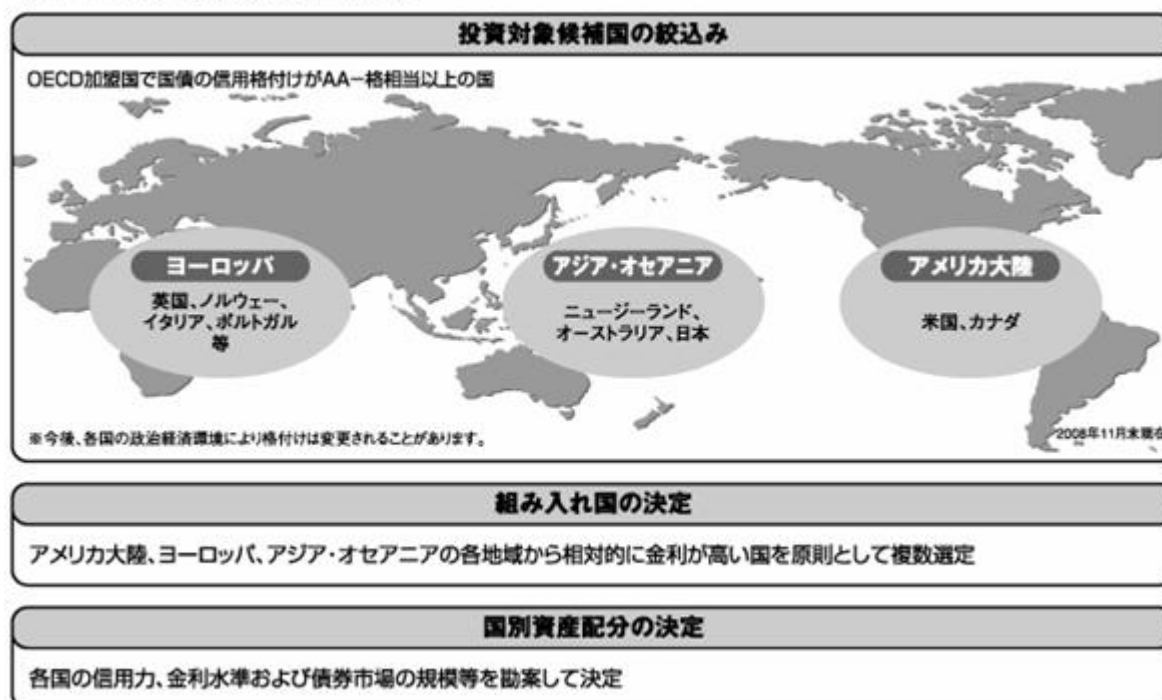
格付けとは、事業会社や金融機関、あるいは国が発行した債券の元本および利金を償還まで予定通り支払う意志と能力についてのリスク＝信用リスク、に対する意見です。

この意見は、アルファベットを使った簡単な記号で表現しているため、世界各国、産業別の債券についての比較が容易であるため、広く機関投資家に利用されています。

## 〈格付け〉



## 〈ポートフォリオ構築のプロセス〉



## 〈好配当日本株マザーファンドの特色〉

わが国の株式を主要投資対象とします。

主として東京証券取引所第一部上場株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、東京証券取引所第二部上場株式およびジャスダック証券取引所上場株式等に投資する場合があります。

銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。

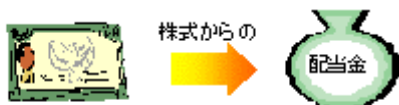
ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替えを行います。

原則として株式の組入比率は高位を維持します。

市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

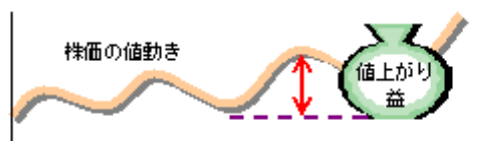
## 当ファンドの主な収益の源泉

## I. 高水準の配当収入



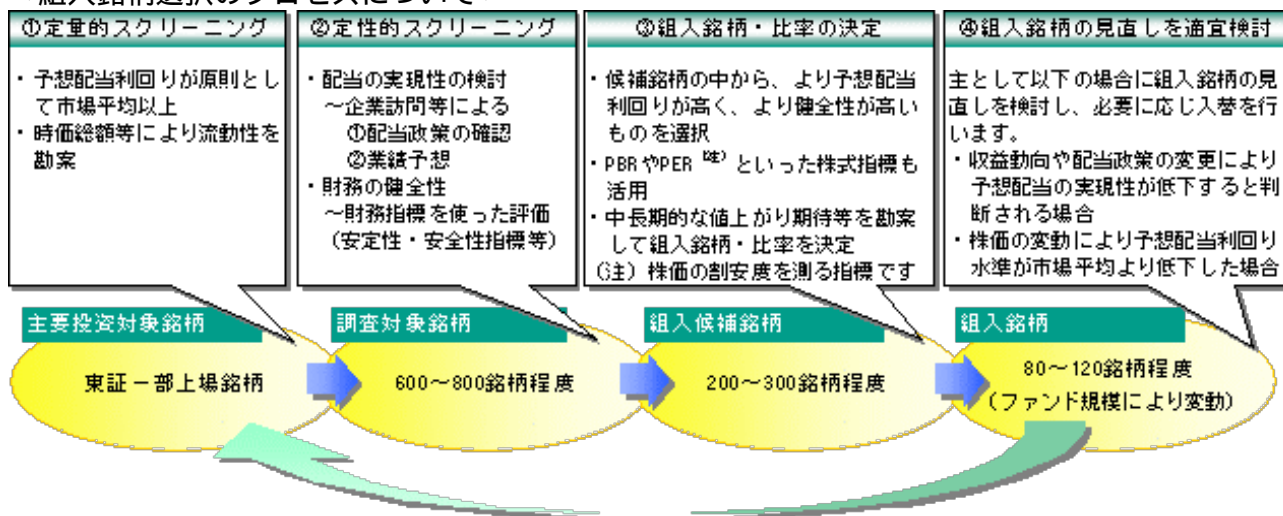
予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄群の中から選別投資し、高水準の配当収入の獲得をめざします。

## II. 中長期的な株価の値上がり益



徹底した企業分析を行うことで、割安な銘柄に投資し、中長期的な株価の値上がり益の獲得をめざします。

## &lt; 組入銘柄選択のプロセスについて &gt;



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に当ファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

PBR（株価純資産倍率）：Price Book-value Ratioの略で、株価を一株当たり純資産（自己資本）で除したものの、この値が小さいほど当該株式は割安であると評価されます。

PER（株価収益率）：Price Earnings Ratioの略で、株価を一株当たり利益で除したものの、この値が小さいほど当該株式は割安であると評価されます。

## &lt; Jリートマザーファンド2005の特色 &gt;

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

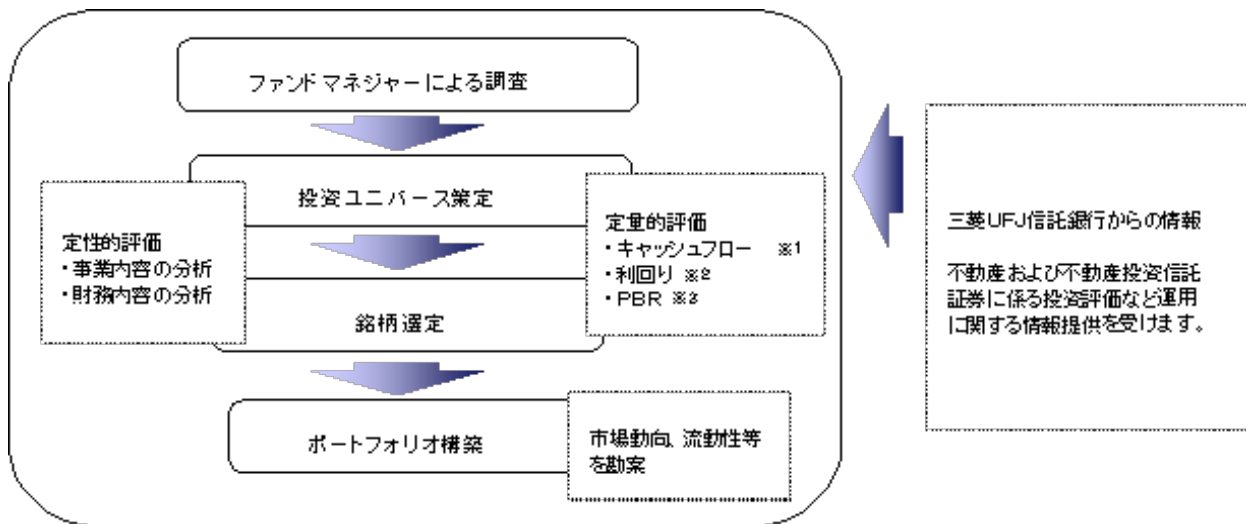
銘柄選定は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価においては、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、利回り、PBR等の分析を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、上記の銘柄評価のほか、わが国の不動産投資信託市場の動向および個別銘柄の流動性等を勘案して行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態では信託財産の純資産総額の90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

## &lt; ポートフォリオ構築のプロセス &gt;



- 1 キャッシュフロー：投資法人の税引後利益から分配金等を控除し、減価償却費を加えたもので、投資法人における実際の資金の出入りを示しています。この値が大きいほど外部資金に依存する割合が小さく健全な財務状況であると評価することができます。キャッシュフローは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。
- 2 利回り：一投資口当たりの年間分配金を投資口価格で除したもので、配当利回りは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。
- 3 P B R：Price Book-value Ratioの略で、投資口価格を一投資口当たり純資産で除したもので、この値が小さいほど当該不動産投資信託証券は割安であると評価されます。P B Rは株式投資における代表的な評価尺度ですが、不動産投資信託証券への投資においても準用されます。

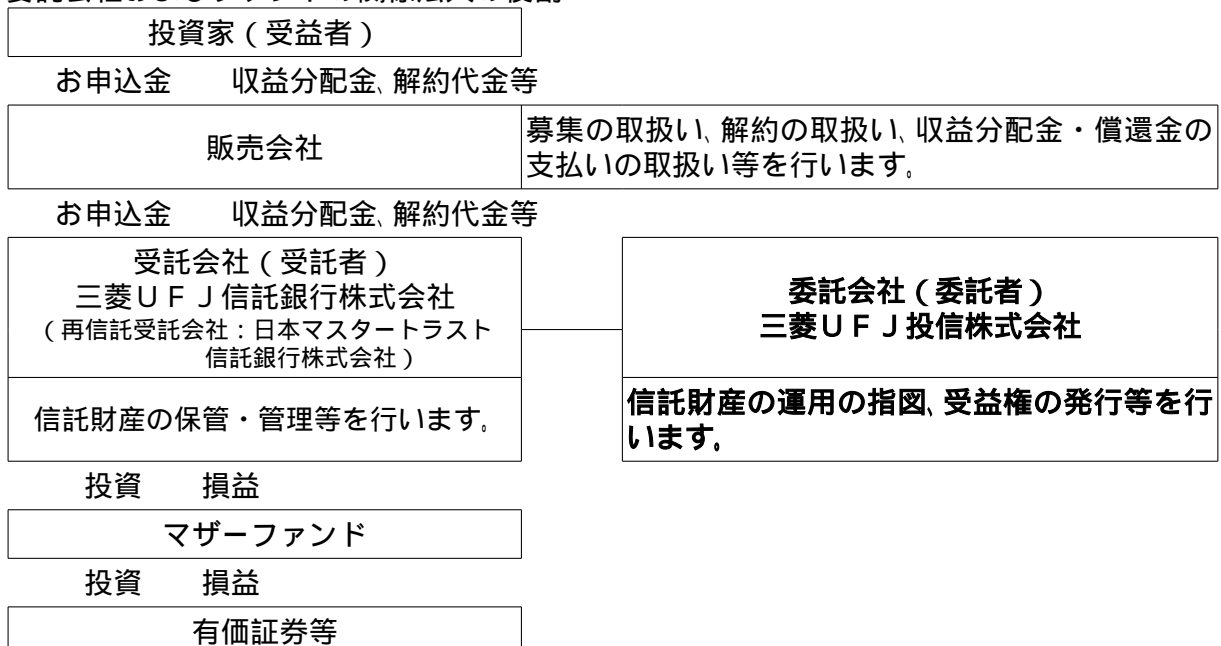
## 不動産投資信託証券について

不動産投資信託証券は、投資法人（会社型投資信託）型である不動産投資法人と契約型投資信託型である不動産投資信託に分類されます。

一般に「J-REIT」または「日本版REIT」と言われているのは「不動産投資法人」で、仕組みは、投資法人という不動産への投資・運用等を目的とした特別な法人が、投資家からの出資等で不動産を保有し、「投資証券」を投資家に発行し、取引所で売買されるというものです。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況

## ・資本金

2,000百万円（平成20年12月末現在）

## ・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

## ・大株主の状況（平成20年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

高金利高格付債券マザーファンド受益証券、好配当日本株マザーファンド受益証券およびJリートマザーファンド2005受益証券を主要投資対象とします。

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行います。

各マザーファンド受益証券への資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

高金利高格付債券マザーファンド受益証券・・・60%

好配当日本株マザーファンド受益証券・・・20%

Jリートマザーファンド2005受益証券・・・20%

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された高金利高格付債券マザーファンド、好配当日本株マザーファンドおよびJリートマザーファンド2005の各受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

#### <マザーファンドの概要>

##### 高金利高格付債券マザーファンド

###### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

###### (運用方法)

前記、<高金利高格付債券マザーファンドの特色>をご覧ください。

###### (投資制限)

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

##### 好配当日本株マザーファンド

###### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

###### (運用方法)

前記、<好配当日本株マザーファンドの特色>をご覧ください。

なお、株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

###### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

## Jリートマザーファンド2005

### （基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### （運用方法）

前記、<Jリートマザーファンド2005の特色>をご覧ください。

### （投資制限）

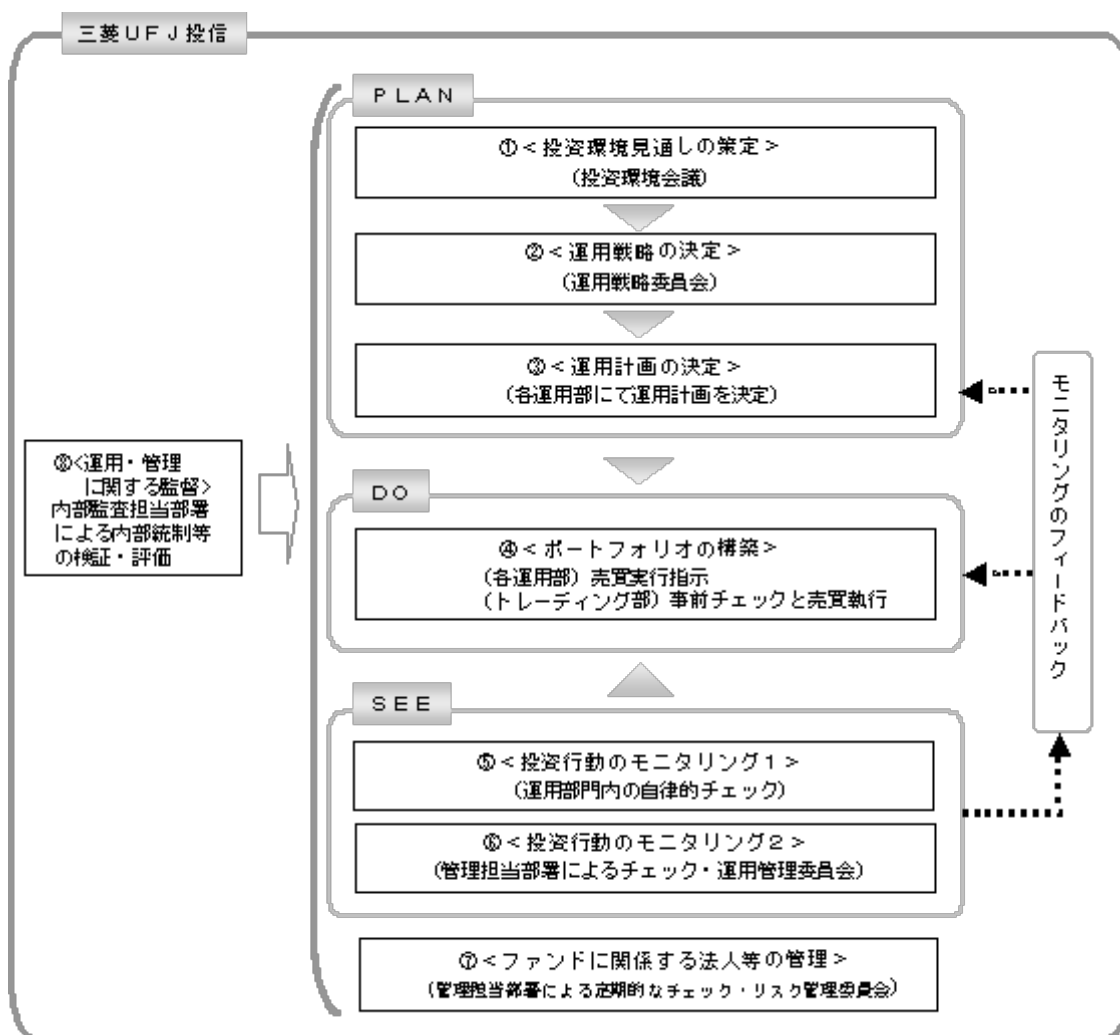
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

## （3）【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指

示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年2月5日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配を目指します。ただし、毎年3月・6月・9月・12月の決算時に売買益(評価益を含みます。)がある場合には、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うことがあります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

### (5) 【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

#### 株式

a. 委託会社は、親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 投資信託証券

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への投資は行いません。

#### 同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

#### 信用取引

信用取引の指図は行いません。

#### 外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図するこ

とができます。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

##### ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

当ファンドは、株式や公社債、不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象としており、株式や公社債、不動産投資信託証券の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### (為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。
- ・好配当日本株マザーファンドは、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資を行い、組入れ時の予想に反して、減配など配当政策の変更や業績の下方修正の可能性が高まった銘柄等は、他の銘柄と入替を行うことを基本としますが、組入銘柄の一部分または大部分において減配などの事象が発生し、好配当日本株マザーファンドの配当等収益が低下した場合、株式売買損が発生した場合には、当ファンドの分配金が少額となることや分配が行えないことがあります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。  
不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

## 市場リスク

## （価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

## 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## 4【手数料等及び税金】

## （1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.625%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

## （2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## （3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.155%（税抜 年1.1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.567% （税抜 年0.54%）	年0.525% （税抜 年0.5%）	年0.063% （税抜 年0.06%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

## （4）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終

了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・有価証券の保管に要する費用

(\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率<sup>(\*)</sup>で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率<sup>(\*)</sup>となります。

(\*) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により普通分配金を含むその年分の上場株式等の配当等の合計額（年間の普通分配金等が1万円以下のファンド等は合計額の計算から除かれます。）に応じ、次の税率が適用となります。

年間100万円以下の場合 <sup>1</sup>	...	10%（所得税7%および地方税3%）
年間100万円超の場合 <sup>2</sup>	...	（100万円以下の部分） 10%（所得税7%および地方税3%） （100万円超の部分） 20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告不要の特例があります。

2 申告不要の特例はありません。確定申告が必要となります。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により譲渡益を含むその年分の上場株式等の課税譲渡所得等の合計額に応じ、次の税率が適用となります。

年間500万円以下の場合 <sup>1</sup>	...	10%（所得税7%および地方税3%）
年間500万円超の場合 <sup>2</sup>	...	（500万円以下の部分） 10%（所得税7%および地方税3%） （500万円超の部分） 20%（所得税15%および地方税5%）

1 特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、申告不要の特例があります。

2 特定口座（源泉徴収選択口座）においても確定申告が必要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金（申告分離課税を選択した収益分配金に限ります。）・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。買取り時の利益は譲渡所得として課税され、損失は解約と同様に損益通算の対象となります。買取り、損益通算の取扱い等については、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率（平成21年3月31日までは、7%（所得

税7%)で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成20年11月28日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	30,287,345,587	99.81
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		56,781,142	0.19
純資産総額		30,344,126,729	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成20年11月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	高金利高格付債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		21,019,118,185	0.9011 0.8484	18,940,327,397 17,832,619,868		58.77
日本	Jリートマザーファンド2005	親投資信託 受益証券		10,145,284,535	0.6460 0.6317	6,553,853,810 6,408,776,240		21.12
日本	好配当日本株マザーファンド	親投資信託 受益証券		9,458,619,336	0.7136 0.6392	6,749,867,765 6,045,949,479		19.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成20年11月28日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成20年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成18年3月6日)	74,534,629,600 (分配付) 74,202,520,998 (分配落)	10,099 (分配付) 10,054 (分配落)
第2計算期間末日 (平成18年4月5日)	80,955,760,597 (分配付) 80,713,424,005 (分配落)	10,022 (分配付) 9,992 (分配落)
第3計算期間末日 (平成18年5月8日)	84,492,001,395 (分配付) 84,238,780,969 (分配落)	10,010 (分配付) 9,980 (分配落)
第4計算期間末日 (平成18年6月5日)	84,149,526,508 (分配付) 83,892,264,483 (分配落)	9,813 (分配付) 9,783 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年7月5日)	83,894,339,096 (分配付) 83,635,632,883 (分配落)	9,729 (分配付) 9,699 (分配落)
第6計算期間末日 (平成18年8月7日)	84,052,335,981 (分配付) 83,793,805,765 (分配落)	9,753 (分配付) 9,723 (分配落)
第7計算期間末日 (平成18年9月5日)	85,033,969,962 (分配付) 84,781,168,976 (分配落)	10,091 (分配付) 10,061 (分配落)
第8計算期間末日 (平成18年10月5日)	79,066,468,103 (分配付) 78,832,492,797 (分配落)	10,138 (分配付) 10,108 (分配落)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第9計算期間末日 (平成18年11月6日)	74,969,438,635 (分配付) 74,749,300,543 (分配落)	10,217 (分配付) 10,187 (分配落)
第10計算期間末日 (平成18年12月5日)	71,918,240,475 (分配付) 71,228,334,982 (分配落)	10,424 (分配付) 10,324 (分配落)
第11計算期間末日 (平成19年1月5日)	68,822,828,747 (分配付) 68,628,583,887 (分配落)	10,629 (分配付) 10,599 (分配落)
第12計算期間末日 (平成19年2月5日)	67,552,305,658 (分配付) 67,306,636,679 (分配落)	10,999 (分配付) 10,959 (分配落)
第13計算期間末日 (平成19年3月5日)	62,648,017,828 (分配付) 60,875,916,944 (分配落)	10,606 (分配付) 10,306 (分配落)
第14計算期間末日 (平成19年4月5日)	64,050,264,360 (分配付) 63,814,933,379 (分配落)	10,887 (分配付) 10,847 (分配落)
第15計算期間末日 (平成19年5月7日)	65,160,372,268 (分配付) 64,927,006,412 (分配落)	11,169 (分配付) 11,129 (分配落)
第16計算期間末日 (平成19年6月5日)	64,644,343,488 (分配付) 62,911,957,890 (分配落)	11,195 (分配付) 10,895 (分配落)
第17計算期間末日 (平成19年7月5日)	61,761,178,103 (分配付) 61,533,106,109 (分配落)	10,832 (分配付) 10,792 (分配落)
第18計算期間末日 (平成19年8月6日)	58,073,698,311 (分配付) 57,847,074,583 (分配落)	10,250 (分配付) 10,210 (分配落)
第19計算期間末日 (平成19年9月5日)	55,697,735,743 (分配付) 55,470,886,664 (分配落)	9,821 (分配付) 9,781 (分配落)
第20計算期間末日 (平成19年10月5日)	58,015,328,283 (分配付) 57,788,858,688 (分配落)	10,247 (分配付) 10,207 (分配落)
第21計算期間末日 (平成19年11月5日)	56,801,435,754 (分配付) 56,576,093,140 (分配落)	10,083 (分配付) 10,043 (分配落)
第22計算期間末日 (平成19年12月5日)	54,391,133,721 (分配付) 54,167,835,403 (分配落)	9,743 (分配付) 9,703 (分配落)
第23計算期間末日 (平成20年1月7日)	52,243,900,216 (分配付) 52,021,907,029 (分配落)	9,414 (分配付) 9,374 (分配落)
第24計算期間末日 (平成20年2月5日)	49,996,965,971 (分配付) 49,777,663,084 (分配落)	9,119 (分配付) 9,079 (分配落)
第25計算期間末日 (平成20年3月5日)	47,583,628,060 (分配付) 47,365,856,279 (分配落)	8,740 (分配付) 8,700 (分配落)
第26計算期間末日 (平成20年4月7日)	47,825,293,727 (分配付) 47,609,922,752 (分配落)	8,882 (分配付) 8,842 (分配落)
第27計算期間末日 (平成20年5月7日)	48,660,387,523 (分配付) 48,447,038,364 (分配落)	9,123 (分配付) 9,083 (分配落)
第28計算期間末日 (平成20年6月5日)	47,531,975,790 (分配付) 47,320,214,229 (分配落)	8,978 (分配付) 8,938 (分配落)
第29計算期間末日 (平成20年7月7日)	46,368,437,536 (分配付) 46,159,214,538 (分配落)	8,865 (分配付) 8,825 (分配落)
第30計算期間末日 (平成20年8月5日)	44,401,415,238 (分配付) 44,195,483,797 (分配落)	8,625 (分配付) 8,585 (分配落)
第31計算期間末日 (平成20年9月5日)	39,979,320,598 (分配付) 39,776,620,423 (分配落)	7,889 (分配付) 7,849 (分配落)
第32計算期間末日 (平成20年10月6日)	35,742,379,706 (分配付) 35,543,025,960 (分配落)	7,172 (分配付) 7,132 (分配落)
第33計算期間末日 (平成20年11月5日)	32,767,037,773 (分配付) 32,570,902,456 (分配落)	6,683 (分配付) 6,643 (分配落)
平成19年11月末日	54,396,528,952	9,734
12月末日	54,375,098,250	9,789
平成20年1月末日	49,241,389,281	8,978
2月末日	49,175,302,012	9,026
3月末日	46,156,969,260	8,546
4月末日	47,299,519,955	8,855
5月末日	48,180,569,677	9,079
6月末日	46,298,505,013	8,828

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
7月末日	45,190,283,795	8,762
8月末日	43,085,454,141	8,461
9月末日	38,140,292,181	7,638
10月末日	31,190,631,050	6,360
11月末日	30,344,126,729	6,232

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	45円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	100円
第11計算期間	30円
第12計算期間	40円
第13計算期間	300円
第14計算期間	40円
第15計算期間	40円
第16計算期間	300円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円
第29計算期間	40円
第30計算期間	40円
第31計算期間	40円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.99
第2計算期間	0.31
第3計算期間	0.18
第4計算期間	1.67
第5計算期間	0.55
第6計算期間	0.55
第7計算期間	3.78
第8計算期間	0.76
第9計算期間	1.07
第10計算期間	2.32
第11計算期間	2.95
第12計算期間	3.77

	収益率（％）
第13計算期間	3.22
第14計算期間	5.63
第15計算期間	2.96
第16計算期間	0.59
第17計算期間	0.57
第18計算期間	5.02
第19計算期間	3.80
第20計算期間	4.76
第21計算期間	1.21
第22計算期間	2.98
第23計算期間	2.97
第24計算期間	2.72
第25計算期間	3.73
第26計算期間	2.09
第27計算期間	3.17
第28計算期間	1.15
第29計算期間	0.81
第30計算期間	2.26
第31計算期間	8.10
第32計算期間	8.62
第33計算期間	6.29

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

#### < 参考 >

#### 「高金利高格付債券マザーファンド」

#### （１）投資状況

平成20年11月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率（％）
国債証券	ニュージーランド	3,911,614,034	19.36
	イタリア	3,285,731,412	16.26
	ノルウェー	3,092,819,040	15.31
	カナダ	2,527,036,720	12.51
	アメリカ	2,512,522,120	12.43
特殊債券	オーストラリア	3,986,146,081	19.73
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		890,108,405	4.40
純資産総額		20,205,977,812	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

平成20年11月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
ニュージーランド	6.5 NZ GOVT 130415	国債証券		48,300,000.00	5,442.32	2,628,642,017	6.500000	13.39
					5,599.5327	2,704,574,299	2013/04/15	
ニュージーランド	6 NZ GOVT 171215	国債証券		19,700,000.00	5,252.38	1,034,720,618	6.000000	5.43
					5,566.2244	1,096,546,210	2017/12/15	
ノルウェー	6.5 NORWE GOVT 130515	国債証券		64,500,000.00	1,515.24	977,334,444	6.500000	4.93
					1,543.6890	995,679,405	2013/05/15	
オーストラリア	6 QUEENSLAND 110614	特殊債券		15,000,000.00	6,294.06	944,110,440	6.000000	4.74
					6,386.9988	958,049,820	2011/06/14	
カナダ	5.75 CAN GOVT 290601	国債証券		9,800,000.00	9,126.70	894,417,357	5.750000	4.62
					9,524.6968	933,420,292	2029/06/01	
ノルウェー	6 NORWE GOVT 110516	国債証券		57,500,000.00	1,451.49	834,608,820	6.000000	4.16
					1,461.2490	840,218,175	2011/05/16	

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
イタリア	5.25 ITALY GOVT 291101	国債証券		6,450,000.00	12,452.61 12,759.4310	803,193,551 822,983,299	5.250000 2029/11/01	4.07
イタリア	3.75 ITALY GOVT 110201	国債証券		6,600,000.00	12,376.90 12,418.1116	816,875,900 819,595,365	3.750000 2011/02/01	4.06
オースト ラリア	6.25 EUROFIMA 181228	特殊債券		12,000,000.00	6,423.73 6,738.6228	770,847,714 808,634,736	6.250000 2018/12/28	4.00
アメリカ	4.875 T-NOTE 110430	国債証券		7,500,000.00	10,376.53 10,419.0848	778,240,476 781,431,366	4.875000 2011/04/30	3.87
オースト ラリア	6 QUEENSLAND 151014	特殊債券		11,400,000.00	6,492.98 6,585.4152	740,199,915 750,737,332	6.000000 2015/10/14	3.72
ノルウェー	5 NORWE GOVT 150515	国債証券		48,000,000.00	1,440.77 1,474.3020	691,572,672 707,664,960	5.000000 2015/05/15	3.50
イタリア	4.25 ITALY GOVT 130415	国債証券		5,200,000.00	12,380.38 12,493.2758	643,780,140 649,650,341	4.250000 2013/04/15	3.22
イタリア	4.5 ITALY GOVT 180201	国債証券		4,490,000.00	12,131.00 12,526.5452	544,682,304 562,441,879	4.500000 2018/02/01	2.78
ノルウェー	4.25 NORWE GOVT 170519	国債証券		39,000,000.00	1,370.30 1,408.3500	534,417,300 549,256,500	4.250000 2017/05/19	2.72
アメリカ	4.875 T-NOTE 120215	国債証券		4,800,000.00	10,564.32 10,653.4564	507,087,685 511,365,908	4.875000 2012/06/15	2.53
イタリア	4.25 ITALY GOVT 150201	国債証券		3,450,000.00	12,331.55 12,494.5080	425,438,613 431,060,526	4.250000 2015/02/01	2.13
カナダ	5.25 CAN GOVT 120601	国債証券		4,700,000.00	8,426.99 8,511.9713	396,068,863 400,062,652	5.250000 2012/06/01	1.98
アメリカ	6.875 T-BOND 250815	国債証券		2,900,000.00	12,115.42 13,444.2693	351,347,394 389,883,811	6.875000 2025/08/15	1.93
アメリカ	8.875 T-BOND 170815	国債証券		2,700,000.00	12,803.45 13,641.3206	345,693,277 368,315,656	8.875000 2017/08/15	1.82
カナダ	4 CAN GOVT 170601	国債証券		4,200,000.00	7,912.42 8,174.9378	332,321,946 343,347,390	4.000000 2017/06/01	1.70
オースト ラリア	5.5 NEWSWALES 170301	特殊債券		5,000,000.00	6,159.71 6,398.1879	307,985,703 319,909,398	5.500000 2017/03/01	1.58
カナダ	6 CAN GOVT 110601	国債証券		3,300,000.00	8,478.77 8,517.4660	279,799,443 281,076,378	6.000000 2011/06/01	1.39
カナダ	5.5 CAN GOVT 100601	国債証券		3,300,000.00	8,154.58 8,172.9257	269,101,281 269,706,549	5.500000 2010/06/01	1.33
オースト ラリア	6 NEWSWALES 120501	特殊債券		3,800,000.00	6,435.97 6,538.9506	244,567,050 248,480,122	6.000000 2012/05/01	1.23
アメリカ	4 T-NOTE 150215	国債証券		2,200,000.00	10,133.92 10,528.8065	222,946,411 231,633,744	4.000000 2015/02/15	1.15
オースト ラリア	5.5 NEWSWALES 140801	特殊債券		3,300,000.00	6,287.86 6,457.4931	207,499,576 213,097,273	5.500000 2014/08/01	1.05
オースト ラリア	6.125 EUROPEAN IN 170123	特殊債券		2,700,000.00	6,421.17 6,606.3242	173,371,735 178,370,755	6.125000 2017/01/23	0.88
カナダ	4.5 CAN GOVT 150601	国債証券		2,000,000.00	8,323.34 8,483.6465	166,466,818 169,672,931	4.500000 2015/06/01	0.84
オースト ラリア	6 EUROPEAN INVEST 130814	特殊債券		2,400,000.00	6,412.11 6,526.7065	153,890,755 156,640,957	6.000000 2013/08/14	0.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成20年11月28日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
国債証券	75.87
特殊債券	19.73
合計	95.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## &lt; 参考 &gt;

## 「好配当日本株マザーファンド」

## (1) 投資状況

平成20年11月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	5,830,194,050	96.43
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		216,030,806	3.57
純資産総額		6,046,224,856	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

平成20年11月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段: 帳簿価額 下段: 評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	情報・ 通信業	1,855	161,100.00 158,300.00	298,840,500 293,646,500		4.86
日本	東燃ゼネラル石油	株式	石油・ 石炭製品	231,000	915.00 919.00	211,365,000 212,289,000		3.51
日本	昭和シェル石油	株式	石油・ 石炭製品	249,200	853.00 790.00	212,567,600 196,868,000		3.26
日本	任天堂	株式	その他製品	6,500	35,956.13 29,620.00	233,714,865 192,530,000		3.18
日本	ローソン	株式	小売業	39,800	5,120.00 4,780.00	203,776,000 190,244,000		3.15
日本	住友商事	株式	卸売業	219,200	980.00 838.00	214,816,000 183,689,600		3.04
日本	イオンクレジットサービス	株式	その他 金融業	152,600	1,105.00 1,191.00	168,623,000 181,746,600		3.01
日本	日本オラクル	株式	情報・ 通信業	45,700	4,760.00 3,970.00	217,532,000 181,429,000		3.00
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	51,400	4,250.00 3,000.00	218,450,000 154,200,000		2.55
日本	第一三共	株式	医薬品	78,500	1,893.00 1,935.00	148,600,500 151,897,500		2.51
日本	小松製作所	株式	機械	132,200	1,160.71 1,144.00	153,446,577 151,236,800		2.50
日本	キヤノン	株式	電気機器	53,100	3,970.00 2,825.00	210,807,000 150,007,500		2.48
日本	住友信託銀行	株式	銀行業	341,000	548.00 431.00	186,868,000 146,971,000		2.43
日本	武田薬品工業	株式	医薬品	28,100	5,100.00 4,610.00	143,310,000 129,541,000		2.14
日本	日本郵船	株式	海運業	239,000	515.00 517.00	123,085,000 123,563,000		2.04
日本	三井物産	株式	卸売業	144,000	1,024.62 846.00	147,545,938 121,824,000		2.01
日本	三菱商事	株式	卸売業	96,100	1,716.00 1,185.00	164,907,600 113,878,500		1.88
日本	住友金属工業	株式	鉄鋼	428,000	279.13 244.00	119,468,440 104,432,000		1.73
日本	小野薬品工業	株式	医薬品	24,100	4,800.00 4,210.00	115,680,000 101,461,000		1.68
日本	ニプロ	株式	精密機器	64,000	1,568.27 1,541.00	100,369,831 98,624,000		1.63
日本	東陽テクニカ	株式	卸売業	75,700	1,198.00 1,243.00	90,688,600 94,095,100		1.56
日本	日本化薬	株式	化学	166,000	481.00 469.00	79,846,000 77,854,000		1.29
日本	エーザイ	株式	医薬品	23,700	3,490.00 3,230.00	82,713,000 76,551,000		1.27
日本	商船三井	株式	海運業	150,000	493.81 507.00	74,071,761 76,050,000		1.26
日本	マンダム	株式	化学	28,400	2,600.00 2,645.00	73,840,000 75,118,000		1.24
日本	エイベックス・グループ・ ホールディングス	株式	情報・ 通信業	73,700	824.00 989.00	60,728,800 72,889,300		1.21
日本	電気興業	株式	電気機器	122,000	627.00 596.00	76,494,000 72,712,000		1.20

国/地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	光栄	株式	情報・通信業	70,300	1,160.00 1,033.00	81,548,000 72,619,900		1.20
日本	プレナス	株式	小売業	47,500	1,434.50 1,454.00	68,139,011 69,065,000		1.14
日本	ジェイ エフ イー ホールディングス	株式	鉄鋼	28,700	2,855.00 2,315.00	81,938,500 66,440,500		1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成20年11月28日現在

種類 / 業種別		投資比率(%)
株式	繊維製品	0.29
	化学	8.90
	医薬品	7.60
	石油・石炭製品	7.81
	ゴム製品	0.19
	鉄鋼	2.83
	非鉄金属	0.43
	金属製品	0.89
	機械	7.37
	電気機器	6.98
	輸送用機器	3.51
	精密機器	2.51
	その他製品	3.74
	海運業	4.19
	情報・通信業	13.76
	卸売業	12.97
	小売業	5.47
銀行業	2.75	
その他金融業	3.01	
サービス業	1.23	
合計	96.43	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### < 参考 >

「Jリートマザーファンド2005」

#### (1) 投資状況

平成20年11月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
投資証券	日本	6,232,431,700	97.25
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		176,137,934	2.75
純資産総額		6,408,569,634	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

平成20年11月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	日本ビルファンド投資法人	投資証券		1,319	950,960.77 945,000	1,254,317,262 1,246,455,000		19.45
日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券		1,070	852,978.91 839,000	912,687,433 897,730,000		14.01

国/ 地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	森トラスト総合リート投資法人	投資証券		561	772,932.12 833,000	433,614,921 467,313,000		7.29
日本	野村不動産オフィスファンド投資法人	投資証券		722	598,582.79 554,000	432,176,775 399,988,000		6.24
日本	日本リートリアルファンド投資法人	投資証券		920	355,731.83 357,000	327,273,291 328,440,000		5.13
日本	東急リアル・エステート投資法人	投資証券		526	584,559.80 527,000	307,478,458 277,202,000		4.33
日本	日本プライムリアルティ投資法人	投資証券		1,449	199,900.00 188,000	289,655,100 272,412,000		4.25
日本	日本ロジスティクスファンド投資法人	投資証券		437	585,707.14 605,000	255,954,024 264,385,000		4.13
日本	オリックス不動産投資法人	投資証券		585	489,305.94 442,000	286,243,975 258,570,000		4.03
日本	フロンティア不動産投資法人	投資証券		510	490,000.00 487,000	249,900,000 248,370,000		3.88
日本	ユナイテッド・アーバン投資法人	投資証券		745	315,081.98 312,000	234,736,082 232,440,000		3.63
日本	日本アコモデーションファンド投資法人	投資証券		548	439,830.31 418,000	241,027,010 229,064,000		3.57
日本	森ヒルズリート投資法人	投資証券		688	289,000.00 274,600	198,832,000 188,924,800		2.95
日本	トップリート投資法人	投資証券		533	267,420.70 276,900	142,535,235 147,587,700		2.30
日本	野村不動産レジデンシャル投資法人	投資証券		404	391,630.84 345,000	158,218,860 139,380,000		2.17
日本	福岡リート投資法人	投資証券		388	361,844.27 348,000	140,395,580 135,024,000		2.11
日本	グローバル・ワン不動産投資法人	投資証券		183	801,000.00 712,000	146,583,000 130,296,000		2.03
日本	阪急リート投資法人	投資証券		325	415,000.00 396,000	134,875,000 128,700,000		2.01
日本	ジャパンエクセレント投資法人	投資証券		375	317,770.87 332,000	119,164,078 124,500,000		1.94
日本	アドバンス・レジデンス投資法人	投資証券		218	265,000.00 273,900	57,770,000 59,710,200		0.93
日本	産業ファンド投資法人	投資証券		200	266,000.00 279,700	53,200,000 55,940,000		0.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成20年11月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
投資証券	97.25
合計	97.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成17年12月9日 設定日、信託契約締結、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日 クリスマス（12月25日）および翌営業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。

#### 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日 クリスマス（12月25日）および翌営業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。</p> <p>不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p>

## (2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

## (3) 【信託期間】

信託期間	<p>平成17年12月9日から平成27年11月5日まで</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
------	--

## (4) 【計算期間】

計算期間	<p>原則として、毎月6日から翌月5日まで</p> <p>上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。</p>
------	--

## (5) 【その他】

ファンドの償還条件等	<p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p>
信託約款の変更	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>
ファンドの償還等に関する開示方法	<p>委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>
異議申立ておよび反対者の買取請求権	<p>受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>
関係法人との契約の更改	<p>委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。</p>
運用報告書の作成	<p>委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。</p>
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。</p>
信託事務処理の再信託	<p>受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。</p>

## 2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

#### 第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年11月6日から平成20年5月7日まで)および当特定期間(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

三菱UFJ 3 資産分散ファンド(毎月決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [平成20年5月7日現在]	当期 [平成20年11月5日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	126,902,536	84,675,169
親投資信託受益証券	48,361,526,962	32,413,964,235
未収入金	265,233,165	307,693,111
未収利息	1,754	856
流動資産合計	48,753,664,417	32,806,333,371
資産合計	48,753,664,417	32,806,333,371
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	213,349,159	196,135,317
未払解約金	48,137,713	9,257,065
未払受託者報酬	2,454,691	1,631,022
未払委託者報酬	42,547,990	28,271,011
その他未払費用	136,500	136,500
流動負債合計	306,626,053	235,430,915
負債合計	306,626,053	235,430,915
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 53,337,289,908	<sup>1</sup> 49,033,829,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	<sup>2</sup> 4,890,251,544	<sup>2</sup> 16,462,926,887
(分配準備積立金)	3,709,455,950	2,928,382,666
元本等合計	48,447,038,364	32,570,902,456
純資産合計	48,447,038,364	32,570,902,456
負債純資産合計	48,753,664,417	32,806,333,371

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	前期 自平成19年11月6日 至平成20年5月7日	当期 自平成20年5月8日 至平成20年11月5日
営業収益		
受取利息	280,882	254,110
有価証券売買等損益	3,813,358,046	10,912,802,029
営業収益合計	3,813,077,164	10,912,547,919
営業費用		
受託者報酬	15,935,167	13,292,985
委託者報酬	276,209,622	230,411,624
その他費用	819,000	819,000
営業費用合計	292,963,789	244,523,609
営業利益	4,106,040,953	11,157,071,528
経常利益	4,106,040,953	11,157,071,528
当期純利益	4,106,040,953	11,157,071,528
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	68,864,404	87,074,756
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	240,439,490	4,890,251,544
剰余金増加額又は欠損金減少額	258,786,085	794,341,718
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	258,786,085	794,341,718
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,214,263	71,915,051
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,623,391	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,590,872	71,915,051
分配金	1,311,086,307	1,225,105,238
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	4,890,251,544	16,462,926,887

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)	当期 (自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月5日および11月5日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。</p>	<p>ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月5日および11月5日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成20年5月7日現在]	当期 [平成20年11月5日現在]
1 期首元本額	56,335,653,650円	53,337,289,908円
期中追加設定元本額	559,695,940円	435,052,119円
期中一部解約元本額	3,558,059,682円	4,738,512,684円
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,890,251,544円	16,462,926,887円
3 特定期間末日における受益権の総数	53,337,289,908口	49,033,829,343口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9083円 (9,083円)	0.6643円 (6,643円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成19年11月6日 至 平成20年5月7日)

## 1 分配金の計算過程

(自平成19年11月6日 至 平成19年12月5日)		
費用控除後の配当等収益額	A	125,750,537円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	714,215,268円
分配準備積立金額	D	4,233,356,063円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,073,321,868円
当ファンドの期末残存口数	F	55,824,579,523口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	908円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	223,298,318円

		( 自 平成19年12月6日 至 平成20年1月7日 )
費用控除後の配当等収益額	A	166,555,550円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	720,739,096円
分配準備積立金額	D	4,101,336,462円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,988,631,108円
当ファンドの期末残存口数	F	55,498,296,751口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	898円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	221,993,187円

		( 自 平成20年1月8日 至 平成20年2月5日 )
費用控除後の配当等収益額	A	102,458,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	718,714,783円
分配準備積立金額	D	3,990,355,208円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,811,528,263円
当ファンドの期末残存口数	F	54,825,721,751口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	877円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	219,302,887円

		( 自 平成20年2月6日 至 平成20年3月5日 )
費用控除後の配当等収益額	A	140,730,043円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	719,529,933円
分配準備積立金額	D	3,840,868,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,701,128,733円
当ファンドの期末残存口数	F	54,442,945,498口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	863円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	217,771,781円

		( 自 平成20年3月6日 至 平成20年4月7日 )
費用控除後の配当等収益額	A	303,022,240円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	718,758,885円
分配準備積立金額	D	3,715,690,723円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,737,471,848円
当ファンドの期末残存口数	F	53,842,743,937口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	879円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	215,370,975円

		( 自 平成20年4月8日 至 平成20年5月7日 )
費用控除後の配当等収益額	A	158,442,752円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	715,402,176円
分配準備積立金額	D	3,764,362,357円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,638,207,285円
当ファンドの期末残存口数	F	53,337,289,908口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	869円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	213,349,159円

当期（自平成20年5月8日至平成20年11月5日）

## 1 分配金の計算過程

		（自平成20年5月8日至平成20年6月5日）
費用控除後の配当等収益額	A	119,916,665円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	714,000,346円
分配準備積立金額	D	3,678,066,871円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,511,983,882円
当ファンドの期末残存口数	F	52,940,390,303口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	852円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	211,761,561円

		（自平成20年6月6日至平成20年7月7日）
費用控除後の配当等収益額	A	160,227,228円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	710,159,244円
分配準備積立金額	D	3,538,738,043円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,409,124,515円
当ファンドの期末残存口数	F	52,305,749,526口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	842円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	209,222,998円

		（自平成20年7月8日至平成20年8月5日）
費用控除後の配当等収益額	A	88,783,599円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	706,235,316円
分配準備積立金額	D	3,427,791,975円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,222,810,890円
当ファンドの期末残存口数	F	51,482,860,427口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	820円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	205,931,441円

		（自平成20年8月6日至平成20年9月5日）
費用控除後の配当等収益額	A	124,390,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	699,911,607円
分配準備積立金額	D	3,254,119,459円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,078,421,760円
当ファンドの期末残存口数	F	50,675,043,784口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	804円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	202,700,175円

		（自平成20年9月6日至平成20年10月6日）
費用控除後の配当等収益額	A	192,591,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	692,566,566円
分配準備積立金額	D	3,119,438,622円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,004,596,777円
当ファンドの期末残存口数	F	49,838,436,701口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	803円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	199,353,746円

		( 自 平成20年10月7日 至 平成20年11月5日 )
費用控除後の配当等収益額	A	66,423,956円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	685,836,453円
分配準備積立金額	D	3,058,094,027円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,810,354,436円
当ファンドの期末残存口数	F	49,033,829,343口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	777円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	196,135,317円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 [ 平成20年5月7日現在 ]		当期 [ 平成20年11月5日現在 ]	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	48,361,526,962	1,531,814,287	32,413,964,235	2,098,116,478
合計	48,361,526,962	1,531,814,287	32,413,964,235	2,098,116,478

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項  
該当事項はありません。2 取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数(口)	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	高金利高格付債券マザーファンド	20,959,768,437	18,897,327,222	
	好配当日本株マザーファンド	9,650,121,546	6,887,291,747	
	Jリートマザーファンド2005	10,232,050,110	6,629,345,266	
	親投資信託受益証券 小計	40,841,940,093	32,413,964,235	
合計		40,841,940,093	32,413,964,235	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「高金利高格付債券マザーファンド」、「好配当日本株マザーファンド」および「Jリートマザーファンド2005」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら親投資信託の受益証券です。

なお、これら親投資信託の状況は次の通りです。

## 「高金利高格付債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成20年5月7日現在]	[平成20年11月5日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		627,334,047	878,339,895
コール・ローン		54,347,127	38,998,479
国債証券		21,644,907,433	16,113,521,515
特殊債券		5,801,636,843	4,093,214,600
未収利息		574,557,406	250,665,717
前払費用		60,234,042	44,580,094
流動資産合計		28,763,016,898	21,419,320,300
資産合計		28,763,016,898	21,419,320,300
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		147,660	
未払解約金		33,081,380	249,353
流動負債合計		33,229,040	249,353
負債合計		33,229,040	249,353
純資産の部			
元本等			
元本	1	25,822,863,589	23,757,367,452
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	2	2,906,924,269	2,338,296,505
元本等合計		28,729,787,858	21,419,070,947
純資産合計		28,729,787,858	21,419,070,947
負債純資産合計		28,763,016,898	21,419,320,300

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月6日から翌年11月5日までであります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)	(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

区分 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	( 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 ) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第6 0条および第6 1条にしたがって処理して おります。	( 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 ) 外貨建資産等の会計処理 同 左
---------------------------------	---	--

## （貸借対照表に関する注記）

	[ 平成20年5月7日現在 ]	[ 平成20年11月5日現在 ]
1 期首		
期首元本額	平成19年11月6日 29,352,546,684円	平成20年5月8日 25,822,863,589円
期首からの追加設定元本額	374,316,531円	3,018,025,736円
期首からの一部解約元本額	3,903,999,626円	5,083,521,873円
元本の内訳		
三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）	25,822,863,589円	20,959,768,437円
MUAM 高金利高格付債券ファンド2008-07 （適格機関投資家限定） （合計）	25,822,863,589円	23,757,367,452円
2 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。		2,338,296,505円
3 計算期間末日における受益権の総数	25,822,863,589口	23,757,367,452口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1126円 (11,126円)	0.9016円 (9,016円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[ 平成20年5月7日現在 ]		[ 平成20年11月5日現在 ]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	21,644,907,433	168,598,443	16,113,521,515	298,462,562
特殊債券	5,801,636,843	11,103,388	4,093,214,600	158,315,105
合計	27,446,544,276	157,495,055	20,206,736,115	456,777,667

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 1 取引の状況に関する事項

区 分	（自平成19年11月6日 至平成20年5月7日）	（自平成20年5月8日 至平成20年11月5日）
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

## 2 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区 分	種 類	[ 平成20年5月7日現在 ]		
		契 約 額 等 (円)	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 デンマーククローネ	うち1年超		
	合計	29,922,540	30,070,200	147,660

[ 平成20年11月5日現在 ]

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されて

いる場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル				
国債証券	3.875 T-NOTE 100515	900,000.00	936,703.12	
	4 T-NOTE 150215	2,300,000.00	2,439,796.87	
	4.875 T-NOTE 110430	7,500,000.00	8,145,703.12	
	4.875 T-NOTE 120215	5,000,000.00	5,528,906.24	
	6.875 T-BOND 250815	4,200,000.00	5,326,125.00	
	7.625 T-BOND 250215	100,000.00	135,531.25	
	8.875 T-BOND 170815	3,100,000.00	4,154,484.37	
	国債証券 小計	23,100,000.00	26,667,249.97 (2,660,591,529)	
アメリカドル 小計		23,100,000.00	26,667,249.97 (2,660,591,529)	
カナダドル				
国債証券	4 CAN GOVT 170601	4,700,000.00	4,805,468.00	
	4.5 CAN GOVT 150601	1,300,000.00	1,392,352.00	
	5 CAN GOVT 140601	1,500,000.00	1,648,245.00	
	5.25 CAN GOVT 120601	4,700,000.00	5,117,830.00	
	5.5 CAN GOVT 100601	3,800,000.00	4,004,098.00	
	5.75 CAN GOVT 290601	9,100,000.00	10,726,443.00	
	6 CAN GOVT 110601	3,300,000.00	3,615,447.00	
	国債証券 小計	28,400,000.00	31,309,883.00 (2,700,477,408)	
カナダドル 小計		28,400,000.00	31,309,883.00 (2,700,477,408)	
オーストラリアドル				
特殊債券	5.375 NORDIC INV 110118	100,000.00	100,785.00	
	5.5 NEWSWALES 140801	3,300,000.00	3,304,659.60	
	5.5 NEWSWALES 170301	4,000,000.00	3,913,612.00	
	5.5 QUEENSLAND 100514	100,000.00	101,374.30	
	6 EUROFIMA 140128	1,500,000.00	1,528,275.00	
	6 EUROPEAN INVEST 130814	2,400,000.00	2,450,880.00	
	6 NEWSWALES 120501	3,800,000.00	3,895,000.00	
	6 QUEENSLAND 110614	15,000,000.00	15,036,000.00	
	6 QUEENSLAND 130814	2,050,000.00	2,104,070.80	
	6 QUEENSLAND 151014	4,400,000.00	4,533,760.00	
	6.125 EUROPEAN IN 170123	2,700,000.00	2,761,136.10	
	6.25 EUROFIMA 181228	12,000,000.00	12,276,600.00	
	6.5 EUROFIMA 110822	100,000.00	103,575.00	
	7 EUROPEAN INVEST 120124	6,500,000.00	6,844,825.00	
	特殊債券 小計	57,950,000.00	58,954,552.80 (4,093,214,600)	
オーストラリアドル 小計		57,950,000.00	58,954,552.80 (4,093,214,600)	
ニュージーランドドル				
国債証券	6 NZ GOVT 111115	3,400,000.00	3,421,369.00	
	6 NZ GOVT 150415	14,500,000.00	14,453,498.50	
	6 NZ GOVT 171215	18,700,000.00	18,588,585.40	
	6.5 NZ GOVT 130415	31,400,000.00	32,113,533.60	
	国債証券 小計	68,000,000.00	68,576,986.50 (4,148,907,683)	

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
ニュージーランドドル 小計		68,000,000.00	68,576,986.50 (4,148,907,683)	
ノルウェークローネ				
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	32,000,000.00	31,888,000.00	
	5 NORWE GOVT 150515	51,000,000.00	53,478,600.00	
	6 NORWE GOVT 110516	57,500,000.00	60,743,000.00	
	6.5 NORWE GOVT 130515	67,500,000.00	74,439,000.00	
	国債証券 小計	208,000,000.00	220,548,600.00 (3,328,078,374)	
ノルウェークローネ 小計		208,000,000.00	220,548,600.00 (3,328,078,374)	
ユーロ				
国債証券	3.75 ITALY GOVT 110201	6,400,000.00	6,426,880.00	
	4.25 ITALY GOVT 130415	5,000,000.00	5,018,500.00	
	4.25 ITALY GOVT 150201	2,950,000.00	2,952,065.00	
	4.5 ITALY GOVT 180201	4,490,000.00	4,420,405.00	
	5.25 ITALY GOVT 291101	6,450,000.00	6,518,370.00	
	国債証券 小計	25,290,000.00	25,336,220.00 (3,275,466,521)	
ユーロ 小計		25,290,000.00	25,336,220.00 (3,275,466,521)	
合計			20,206,736,115 (20,206,736,115)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 7銘柄	100.00%	13.17%
カナダドル	国債証券 7銘柄	100.00%	13.36%
オーストラリアドル	特殊債券 14銘柄	100.00%	20.26%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	100.00%	20.53%
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	100.00%	16.47%
ユーロ	国債証券 5銘柄	100.00%	16.21%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[次へ](#)

「好配当日本株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[ 平成20年5月7日現在 ]	[ 平成20年11月5日現在 ]
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		183,943,140	71,349,605
株式		9,498,315,710	6,670,973,700
未収入金		467,354,590	217,643,378
未収配当金		138,280,600	94,723,695
未収利息		2,542	721
流動資産合計		10,287,896,582	7,054,691,099
資産合計		10,287,896,582	7,054,691,099
負債の部			
流動負債			
未払金		218,770,650	20,354,033
未払解約金		232,151,785	146,566,169
流動負債合計		450,922,435	166,920,202
負債合計		450,922,435	166,920,202
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,177,035,576	9,650,121,546
剰余金			
剰余金又は欠損金 ( )	2	340,061,429	2,762,350,649
元本等合計		9,836,974,147	6,887,770,897
純資産合計		9,836,974,147	6,887,770,897
負債純資産合計		10,287,896,582	7,054,691,099

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月6日から翌年11月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	( 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 )	( 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 )
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

	[平成20年5月7日現在]	[平成20年11月5日現在]
1 期首		
期首元本額	平成19年11月6日 10,825,954,996円	平成20年5月8日 10,177,035,576円
期首からの追加設定元本額	704,359,931円	590,302,654円
期首からの一部解約元本額	1,353,279,351円	1,117,216,684円
元本の内訳		
三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）	10,177,035,576円	9,650,121,546円
（合計）	10,177,035,576円	9,650,121,546円
2 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	340,061,429円	2,762,350,649円
3 計算期間末日における受益権の総数	10,177,035,576口	9,650,121,546口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9666円 （9,666円）	0.7137円 （7,137円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成20年5月7日現在]		[平成20年11月5日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	9,498,315,710	477,901,085	6,670,973,700	2,228,021,809
合計	9,498,315,710	477,901,085	6,670,973,700	2,228,021,809

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

- 取引の状況に関する事項  
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

（単位：円）

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
1820	西松建設	264,000	210	55,440,000	
3205	ダイドーリミテッド	9,100	1,109	10,091,900	
8011	三陽商会	125,000	519	64,875,000	
3893	日本製紙グループ本社	101	304,000	30,704,000	
3407	旭化成	117,000	436	51,012,000	
4061	電気化学工業	113,000	235	26,555,000	
4203	住友ベークライト	97,000	403	39,091,000	
4216	旭有機材工業	72,000	290	20,880,000	
4272	日本化薬	170,000	481	81,770,000	
4634	東洋インキ製造	277,000	283	78,391,000	
4917	マンダム	29,000	2,600	75,400,000	
6988	日東電工	41,300	2,035	84,045,500	
7988	ニフコ	41,000	1,604	65,764,000	
7995	日本バルカー工業	202,000	269	54,338,000	
4502	武田薬品工業	32,800	5,100	167,280,000	
4523	エーザイ	24,200	3,490	84,458,000	
4528	小野薬品工業	24,600	4,800	118,080,000	
4568	第一三共	80,100	1,893	151,629,300	
5001	新日本石油	76,000	459	34,884,000	
5002	昭和シェル石油	254,600	853	217,173,800	
5012	東燃ゼネラル石油	236,000	915	215,940,000	
5192	三ツ星ベルト	25,000	426	10,650,000	
5405	住友金属工業	411,000	280	115,080,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	29,300	2,855	83,651,500	

コード	銘柄 銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
5714	DOWAホールディングス	92,000	323	29,716,000	
5929	三和ホールディングス	172,000	367	63,124,000	
6101	ツガミ	212,000	206	43,672,000	
6113	アマダ	64,000	529	33,856,000	
6141	森精機製作所	49,900	935	46,656,500	
6412	平和	45,800	697	31,922,600	
6417	SANKYO	7,900	5,000	39,500,000	
6430	ダイコク電機	26,800	1,044	27,979,200	
6454	マックス	65,000	1,006	65,390,000	
6460	セガサミーホールディングス	59,700	896	53,491,200	
6581	日立工機	46,900	823	38,598,700	
6652	I D E C	73,700	1,010	74,437,000	
6706	電気興業	125,000	627	78,375,000	
6730	アクセル	35	278,000	9,730,000	
6737	ナナオ	29,700	1,699	50,460,300	
6996	ニチコン	41,600	628	26,124,800	
7718	スター精密	62,100	1,084	67,316,400	
7751	キヤノン	53,600	3,970	212,792,000	
7201	日産自動車	367,100	500	183,550,000	
7203	トヨタ自動車	58,600	4,250	249,050,000	
7267	本田技研工業	28,300	2,745	77,683,500	
7741	H O Y A	39,400	1,850	72,890,000	
8086	ニプロ	45,000	1,591	71,595,000	
7825	S R Iスポーツ	383	89,300	34,201,900	
7974	任天堂	6,400	36,000	230,400,000	
9101	日本郵船	244,000	515	125,660,000	
9107	川崎汽船	143,000	435	62,205,000	
2665	三井情報	1,092	17,000	18,564,000	
3738	ティーガイア	426	93,700	39,916,200	
4704	トレンドマイクロ	17,000	2,780	47,260,000	
4716	日本オラクル	46,600	4,760	221,816,000	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	16,800	2,430	40,824,000	
7860	エイベックス・グループ・ホールディングス	75,200	824	61,964,800	
9427	イー・アクセス	1,107	49,000	54,243,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,893	161,100	304,962,300	
9654	光栄	71,800	1,160	83,288,000	
9750	ソラン	22,300	530	11,819,000	
2768	双日	151,600	178	26,984,800	
7447	ナガイレーベン	23,200	1,961	45,495,200	
7463	アドヴァン	21,000	510	10,710,000	
8031	三井物産	140,000	1,025	143,500,000	
8053	住友商事	219,200	980	214,816,000	
8058	三菱商事	98,200	1,716	168,511,200	
8068	菱洋エレクトロ	91,500	868	79,422,000	
8140	リョーサン	33,100	1,947	64,445,700	
8151	東陽テクニカ	77,300	1,198	92,605,400	
8154	加賀電子	37,200	1,144	42,556,800	
9934	因幡電機産業	2,700	2,550	6,885,000	
9938	住金物産	85,000	231	19,635,000	
2651	ローソン	40,600	5,120	207,872,000	
7615	京都きもの友禅	495	63,800	31,581,000	
8252	丸井グループ	86,500	631	54,581,500	
9945	プレナス	44,300	1,429	63,304,700	
8403	住友信託銀行	349,000	548	191,252,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	80	288,400	23,072,000	
8570	イオンクレジットサービス	155,900	1,105	172,269,500	
4641	アルプス技研	12,500	920	11,500,000	
9744	メイテック	33,300	2,335	77,755,500	
	合計	6,867,912		6,670,973,700	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)



「Jリートマザーファンド2005」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[ 平成20年5月7日現在 ]	[ 平成20年11月5日現在 ]
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		41,092,313	55,586,325
投資証券		9,617,596,000	6,266,308,700
未収入金		3,771,052	379,132,201
未収配当金		131,152,528	89,622,792
未収利息		567	561
流動資産合計		9,793,612,460	6,790,650,579
資産合計		9,793,612,460	6,790,650,579
負債の部			
流動負債			
未払解約金			161,126,942
流動負債合計			161,126,942
負債合計			161,126,942
純資産の部			
元本等			
元本	1	9,147,180,673	10,232,050,110
剰余金			
剰余金又は欠損金 ( )	2	646,431,787	3,602,526,473
元本等合計		9,793,612,460	6,629,523,637
純資産合計		9,793,612,460	6,629,523,637
負債純資産合計		9,793,612,460	6,790,650,579

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月6日から翌年11月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	( 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日 )	( 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日 )
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法、投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 同 左</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 同 左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	[平成20年5月7日現在]	[平成20年11月5日現在]
1 期首	平成19年11月6日	平成20年5月8日
期首元本額	8,823,114,920円	9,147,180,673円
期首からの追加設定元本額	1,310,645,836円	2,389,668,026円
期首からの一部解約元本額	986,580,083円	1,304,798,589円
元本の内訳		
三菱UFJ 3資産分散ファンド(毎月決算型)	9,147,180,673円	10,232,050,110円
(合計)	9,147,180,673円	10,232,050,110円
2 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。		3,602,526,473円
3 計算期間末日における受益権の総数	9,147,180,673口	10,232,050,110口
4 1口当たり純資産額	1.0707円	0.6479円
(1万口当たり純資産額)	(10,707円)	(6,479円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	[平成20年5月7日現在]		[平成20年11月5日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	9,617,596,000	1,210,359,187	6,266,308,700	2,494,102,713
合計	9,617,596,000	1,210,359,187	6,266,308,700	2,494,102,713

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

- 取引の状況に関する事項  
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

- 株式  
該当事項はありません。

- 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数(口)	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	498	219,618,000	
	森ヒルズリート投資法人	688	198,832,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	379	149,705,000	
	産業ファンド投資法人	200	53,200,000	
	日本ビルファンド投資法人	1,339	1,276,067,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,085	928,760,000	
	日本リテールファンド投資法人	875	315,000,000	
	オリックス不動産投資法人	525	265,125,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	1,489	297,651,100	
	東急リアル・エステート投資法人	481	286,676,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	208	166,608,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	662	403,820,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	690	219,420,000	
	森トラスト総合リート投資法人	536	415,400,000	
	フロンティア不動産投資法人	510	249,900,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	402	236,376,000	
	福岡リート投資法人	338	124,384,000	
	ジョイント・リート投資法人	6	495,000	
	DAオフィス投資法人	142	25,602,600	
	阪急リート投資法人	325	134,875,000	
アドバンス・レジデンス投資法人	238	63,070,000		
トップリート投資法人	518	138,824,000		
ジャパンエクセレント投資法人	285	96,900,000		
投資証券 小計		12,419	6,266,308,700	
合計		12,419	6,266,308,700	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成20年11月28日現在  
(単位:円)

資産総額	30,398,668,239
負債総額	54,541,510
純資産総額( - )	30,344,126,729
発行済口数	48,690,992,403 口
1口当たり純資産価額( / )	0.6232 ( 1万口当たり 6,232 )

<参考>

「高金利高格付債券マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成20年11月28日現在  
(単位:円)

資産総額	20,206,473,468
負債総額	495,656
純資産総額( - )	20,205,977,812
発行済口数	23,815,887,112 口
1口当たり純資産価額( / )	0.8484 ( 1万口当たり 8,484 )

<参考>

「好配当日本株マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成20年11月28日現在  
(単位:円)

資産総額	6,089,172,687
負債総額	42,947,831
純資産総額( - )	6,046,224,856
発行済口数	9,458,619,336 口
1口当たり純資産価額( / )	0.6392 ( 1万口当たり 6,392 )

<参考>

「Jリートマザーファンド2005」の現況  
純資産額計算書

平成20年11月28日現在  
(単位:円)

資産総額	6,616,483,733
負債総額	207,914,099
純資産総額( - )	6,408,569,634
発行済口数	10,145,284,535 口
1口当たり純資産価額( / )	0.6317 ( 1万口当たり 6,317 )

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	74,502,517,350	700,605,590	73,801,911,760
第2計算期間	7,369,236,169	392,283,808	80,778,864,121
第3計算期間	4,583,170,664	955,225,948	84,406,808,837
第4計算期間	2,329,398,221	982,198,455	85,754,008,603
第5計算期間	1,728,319,479	1,246,923,492	86,235,404,590
第6計算期間	1,084,665,674	1,143,331,361	86,176,738,903
第7計算期間	664,037,268	2,573,780,692	84,266,995,479
第8計算期間	743,652,637	7,018,879,372	77,991,768,744
第9計算期間	336,098,051	4,948,502,617	73,379,364,178
第10計算期間	523,533,612	4,912,348,476	68,990,549,314
第11計算期間	862,841,955	5,105,104,512	64,748,286,757
第12計算期間	339,325,199	3,670,367,012	61,417,244,944
第13計算期間	345,758,330	2,692,973,799	59,070,029,475
第14計算期間	1,081,016,328	1,318,300,342	58,832,745,461
第15計算期間	697,922,121	1,189,203,456	58,341,464,126
第16計算期間	909,085,752	1,504,363,272	57,746,186,606
第17計算期間	912,917,481	1,641,105,525	57,017,998,562
第18計算期間	568,333,505	930,399,983	56,655,932,084
第19計算期間	644,809,867	588,472,083	56,712,269,868
第20計算期間	419,861,160	514,732,164	56,617,398,864
第21計算期間	172,261,341	454,006,555	56,335,653,650
第22計算期間	106,069,060	617,143,187	55,824,579,523
第23計算期間	139,696,750	465,979,522	55,498,296,751
第24計算期間	90,219,950	762,794,950	54,825,721,751
第25計算期間	79,700,069	462,476,322	54,442,945,498
第26計算期間	97,202,374	697,403,935	53,842,743,937
第27計算期間	46,807,737	552,261,766	53,337,289,908
第28計算期間	54,827,074	451,726,679	52,940,390,303
第29計算期間	67,004,037	701,644,814	52,305,749,526
第30計算期間	106,991,713	929,880,812	51,482,860,427
第31計算期間	72,172,709	879,989,352	50,675,043,784
第32計算期間	63,801,246	900,408,329	49,838,436,701
第33計算期間	70,255,340	874,862,698	49,033,829,343

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成20年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成20年12月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成20年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	318	4,790,978
追加型公社債投資信託	18	442,509
単位型株式投資信託	10	87,401
単位型公社債投資信託	6	71,182
合計	352	5,392,070

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき作成されており、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

なお、第22期事業年度の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しており、第23期事業年度以降の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （２）監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表及び第24期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査並びに中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%) )	金 額 (千円)	構成比(%) )
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	2	25,044,571		13,048,512	
有価証券	2	-		7,000,000	
支払委託金					
収益分配金		17,420		-	
償還金		69		-	
前払費用		138,695		176,784	
未収入金		-		754,110	
未収委託者報酬		6,408,326		5,719,241	
未収収益	2	14,223		9,851	
繰延税金資産		607,504		470,611	
金銭の信託	2	1,000,000		1,000,000	
その他		3,914		2,358	
流動資産 計			33,234,722		28,181,470
				66.7	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	414,150		378,922	
器具備品	1	172,050		165,354	
土地		1,205,032		1,205,031	
			1,791,232		1,749,308
				3.6	
無形固定資産					
電話加入権		15,873		15,822	
ソフトウェア		485,390		833,346	
その他		19,575		200	
			520,838		849,369
				1.0	
投資その他の資産					
長期性預金	2	3,000,000		-	
投資有価証券		10,112,298		15,643,182	
関係会社株式		321,212		481,812	
長期差入保証金	2	796,527		844,628	
長期前払費用		61,765		44,419	
繰延税金資産		-		437,600	
その他		20,485		20,485	
			14,312,287		17,472,127
				28.7	
固定資産 計			16,624,357		20,070,805
				33.3	
資産合計			49,859,079		48,252,276
				100.0	

区 分	注記 番号	第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%) )	金 額 (千円)	構成比(%) )
(負債の部)					
流動負債					
預り金		237,974		123,164	
未払金					
未払収益分配金		111,886		259,035	
未払償還金		2,489,887		2,234,769	
未払手数料	2	2,690,638		2,414,475	
その他未払金		338,996		122,624	
未払費用	2	1,815,388		1,190,361	
未払消費税等		369,645		150,778	
未払法人税等		5,516,634		3,063,071	
仮受金		-		9	
賞与引当金		388,200		473,000	
流動負債計			13,959,248		10,031,290
					28.0
固定負債					
長期未払金		88,923		40,175	
退職給付引当金		16,227		13,752	
役員退職慰労引当金		92,309		80,428	
繰延税金負債		392,835		-	
固定負債計			590,294		134,355
					0.3
負債合計			14,549,542		10,165,645
					29.2
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,000,132		2,000,131
資本剰余金					
資本準備金		222,096		222,096	
資本剰余金合計			222,096		222,096
					0.4
利益剰余金					
利益準備金		342,590		342,589	
その他利益剰余金					
別途積立金		6,998,000		6,998,000	
繰越利益剰余金		23,917,281		28,643,217	
利益剰余金合計			31,257,870		35,983,807
					74.6
株主資本合計			33,480,098		38,206,035
					67.1
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1,829,439		119,404
					3.7
純資産合計			35,309,537		38,086,630
					70.8
負債純資産合計			49,859,079		48,252,276
					100.0

## (2)【損益計算書】

		第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	百分比(%)	金 額 (千円)	百分比(%)
営業収益					
委託者報酬		52,045,703		53,528,583	
その他営業収益					
投資顧問料		19,999		17,390	
その他		18,783		9,522	
		52,084,485	100.0	53,555,496	100.0
営業費用					
支払手数料	3	22,786,893		23,552,779	
広告宣伝費		995,900		1,256,792	
公告費		19,133		4,837	
受益証券発行費		59,791		-	
調査費					
調査費		565,864		708,443	
委託調査費		5,266,273		5,547,898	
事務委託費		202,957		248,027	
営業雑経費					
通信費		126,621		119,248	
印刷費		689,183		675,259	
協会費		34,260		43,595	
諸会費		10,781		6,863	
事務機器関連費		696,050		858,095	
		31,453,706	60.4	33,021,841	61.6
一般管理費					
給料					
役員報酬	1	196,664		176,700	
給料・手当		2,707,050		3,069,369	
賞与引当金繰入		388,200		473,000	
福利厚生費		344,539		383,722	
交際費		20,835		20,733	
旅費交通費		109,055		130,178	
租税公課		127,679		129,920	
不動産賃借料		532,938		666,879	
退職給付費用		97,607		116,927	
役員退職慰労引当金繰入		14,822		17,691	
固定資産減価償却費		219,268		289,851	
諸経費		316,957		348,524	
		5,075,614	9.7	5,823,499	10.9
営業利益		15,555,165	29.9	14,710,155	27.5

		第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		163,342			125,221		
有価証券利息	3	-			44,838		
受取利息	3	20,993			41,460		
有価証券償還益		48,977			-		
収益分配金等時効 完成分		177,864			227,953		
その他		9,630	420,806	0.8	5,113	444,587	0.8
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		58,171			46,433		
事務過誤費		62,147			9,859		
その他		8,171	128,489	0.3	1,969	58,263	0.1
経常利益			15,847,482	30.4		15,096,480	28.2
特別利益							
投資有価証券売却益		14,549			1,279,301		
ゴルフ会員権売却益		7,062			-		
退職金制度移行終了益		225,525	247,136	0.5	-	1,279,301	2.4
特別損失							
投資有価証券売却損		2,089			429,258		
固定資産除却損	2	24,698			2,713		
投資有価証券清算損		-			21,312		
移転関連費用		67,801			13,467		
造作変更費用		-	94,588	0.2	3,330	470,081	0.9
税引前当期純利益			16,000,030	30.7		15,905,700	29.7
法人税、住民税及び 事業税		6,555,200			6,282,766		
法人税等調整額		40,849	6,596,049	12.6	181,272	6,464,038	12.1
当期純利益			9,403,981	18.1		9,441,661	17.6

## (3)【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,132	222,095	222,095	342,590	6,998,000	14,513,299	21,853,889	24,075,117	2,451,933	26,538,050
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当										
当期純利益						9,403,981	9,403,981	9,403,981		9,403,981
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 632,495	△ 632,495
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	9,403,981	9,403,981	9,403,981	△ 632,495	8,771,487
当事業年度末 残高	2,000,132	222,095	222,095	342,590	6,998,000	23,917,281	31,257,870	33,480,098	1,829,439	35,309,537

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,095	222,095	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,651	9,441,651	9,441,651		9,441,651
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,095	222,095	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630



項目	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
4.引当金の計上基準		
(1)貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期においては、貸倒実績がないことにより、貸倒引当金の計上は行っておりません。	
(2)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同左
(3)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同左
	(追加情報) 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年6月1日に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う当事業年度の損益に与える影響額は225,525千円（特別利益）であります。	
(4)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同左
5.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同左

## 会計方針の変更

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）」を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は35,309,537千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

## 表示方法の変更

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務過誤費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度における「事務過誤費」の金額は、1,882千円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ &amp; A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p>
--	---

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

項目	第22期 （平成19年3月31日現在）		第23期 （平成20年3月31日現在）	
	1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 37,247千円	器具備品 51,780千円	建物 78,764千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	預金 21,883,195千円		預金 9,365,450千円	
	未収収益 12,839千円		有価証券 7,000,000千円	
	金銭の信託 1,000,000千円		未収収益 5,253千円	
	長期性預金 3,000,000千円		金銭の信託 1,000,000千円	
	長期差入保証金 789,319千円		長期差入保証金 837,940千円	
	未払手数料 1,702,005千円		未払手数料 1,365,738千円	
	未払費用 220,217千円		未払費用 259,919千円	

## （損益計算書関係）

項目	第22期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）		第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
	1.役員報酬の限度額	取締役 年額 300,000千円以内	監査役 年額 40,000千円以内	-
2.固定資産除却損の内訳	建物 4,563千円	器具備品 11,509千円	器具備品 2,713千円	
	ソフトウェア 8,626千円			
3.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。	
	支払手数料 15,770,594千円		支払手数料 15,834,106千円	
			有価証券利息 32,637千円	
			受取利息 38,093千円	

## （株主資本等変動計算書関係）

## 第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

## 1.前事業年度末及び当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 124,098株

## 2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

## 第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,715,724千円

1株当たり配当額 38,000円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円

配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

(有価証券関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	29,273	1,881,000	1,851,727
	債券			
	その他	2,067,990	2,794,799	726,809
	小計	2,097,263	4,675,799	2,578,536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券			
	その他	4,774,995	4,733,222	41,773
	小計	4,774,995	4,733,222	41,773
合計		6,872,258	9,409,021	2,536,763

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,820,917	14,549	2,089

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	703,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	321,212千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	1,119,513	-	-
合計	-	1,119,513	-	-

第23期(平成20年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等			
	債券 その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等			
	債券 その他	10,833,157	10,193,313	639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	639,843
	合計	12,616,389	12,277,145	339,243

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
7,602,413	1,279,301	429,258

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	782,596	-	-
合計	-	782,596	-	-

## (デリバティブ取引関係)

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2.退職給付債務に関する事項 (単位:千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	947,118	858,846
(2) 年金資産	<u>974,982</u>	<u>727,035</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	27,864	131,810
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>17,262</u>	<u>162,154</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	45,125	30,344
(6) 前払年金費用	<u>61,352</u>	<u>44,096</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>16,227</u>	<u>13,752</u>

## 3.退職給付費用に関する事項 (単位:千円)

	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(1) 勤務費用	18,136	22,905
(2) 利息費用	16,703	13,963
(3) 期待運用収益	15,044	14,624
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>20,893</u>	<u>17,916</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,688</u>	<u>40,160</u>
(6) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	225,525	
(7) その他	<u>56,919</u>	<u>76,767</u>
(8) 合計	<u>127,918</u>	<u>116,927</u>

(注) 銀行OBの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。  
「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数(8年)による定 額法により、翌事業年度より 費用処理しております。	同左

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	722,140	700,082
有価証券評価損	281,113	252,334
ゴルフ会員権評価損	40,923	40,922
未払事業税	407,375	232,055
賞与引当金	157,959	192,463
役員退職慰労引当金	37,560	32,726
退職給付引当金	6,603	5,595
退職一時金未払	54,274	32,694
減価償却超過額	8,957	5,615
委託者報酬	68,152	89,452
その他有価証券評価差額金	-	138,038
その他	26,000	31,340
繰延税金資産 小計	1,811,056	1,753,321
評価性引当額	696,607	827,166
繰延税金資産 合計	1,114,449	926,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	874,816	-
前払年金費用	24,964	17,942
繰延税金負債合計	899,780	17,942
繰延税金資産(負債)の純額	214,669	908,211

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

## (関連当事者との取引)

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,292,704 千円	未払手数料	464,227 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	382,964 千円	長期差入保証金	789,319 千円
							同上	事務所賃借料の支払	526,829 千円		
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,477,890 千円	未払手数料	1,237,778 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	7,000,000 千円	譲渡性預金	7,000,000 千円
							同上	定期預金の預入	3,000,000 千円	定期預金	3,000,000 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,857,126 千円	未払手数料	513,498 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

## 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円		
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円		
								株式の売却	197,568 千円		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業			当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## ( 1 株当たり情報 )

項目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	284,529円46銭	306,907円68銭
1株当たり当期純利益	75,778円67銭	76,082円29銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
普通株式に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		12,419,154		
有価証券		7,000,000		
前払金		1,204		
前払費用		168,278		
未収入金		37,320		
未収委託者報酬		5,326,902		
未収収益		9,096		
繰延税金資産		445,672		
金銭の信託		1,000,000		
その他		4,911		
流動資産 計			26,412,540	57.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	367,242		
器具備品	1	157,065		
土地		1,205,031		
		1,729,339		3.8
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		790,848		
その他		178		
		806,849		1.8
投資その他の資産				
長期性預金		1,000,000		
投資有価証券		13,868,086		
関係会社株式		481,812		
長期差入保証金		844,628		
長期前払費用		24,395		
繰延税金資産		476,578		
その他		20,485		
		16,715,986		36.6
固定資産 計			19,252,174	42.2
資産合計			45,664,714	100.0

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		147,659		
未払金				
未払収益分配金		256,063		
未払償還金		2,138,229		
未払手数料		2,244,639		
その他未払金		102,107		
未払費用		1,096,094		
未払消費税等	2	134,849		
未払法人税等		2,740,931		
賞与引当金		472,800		
流動負債 計			9,333,375	20.4
固定負債				
退職給付引当金		15,194		
役員退職慰労引当金		61,097		
固定負債 計			76,291	0.2
負債合計			9,409,667	20.6
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.4
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		27,067,047		
利益剰余金合計			34,407,637	75.3
株主資本合計			36,629,865	80.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			374,817	0.8
評価・換算差額等合計			374,817	0.8
純資産合計			36,255,047	79.4
負債純資産合計			45,664,714	100.0

## (2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		24,745,007		
その他営業収益				
投資顧問料		5,045		
その他		4,674	24,754,727	100.0
営業費用				
支払手数料		10,863,199		
広告宣伝費		529,331		
公告費		2,014		
調査費				
調査費		377,971		
委託調査費		2,612,896		
事務委託費		109,983		
営業雑経費				
通信費		55,041		
印刷費		328,320		
協会費		22,094		
諸会費		2,451		
事務機器関連費		413,134	15,316,439	61.9
一般管理費				
給料				
役員報酬		85,740		
給料・手当		1,356,719		
賞与引当金繰入		472,800		
福利厚生費		213,444		
交際費		11,572		
旅費交通費		61,453		
租税公課		67,179		
不動産賃借料		328,936		
退職給付費用		75,222		
役員退職慰労引当金繰入		9,760		
固定資産減価償却費	1	165,749		
諸経費		165,824	3,014,402	12.2
営業利益			6,423,885	25.9

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益				
受取配当金		185,609		
有価証券利息		27,379		
受取利息		10,774		
収益分配金等時効完成分		68,788		
その他		3,204	295,755	1.2
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		19,436		
投資有価証券償還損		7,001		
その他		1,675	28,113	0.1
経常利益			6,691,528	27.0
特別利益				
投資有価証券売却益			15,399	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		14,718		
投資有価証券評価損		766,565		
固定資産除却損		14		
過年度投資助言料		3,805	785,104	3.2
税引前中間純利益			5,921,822	23.9
法人税、住民税及び事業税		2,783,898		
法人税等調整額		14,039	2,769,858	11.2
中間純利益			3,151,963	12.7

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金						
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630	
当中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133			△ 4,728,133
中間純利益						3,151,963	3,151,963	3,151,963			3,151,963
株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額（純額）									△ 255,412		△ 255,412
当中間会計期間中の 変動額合計						△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 255,412		△ 1,831,582
当中間会計期間残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,067,047	34,407,637	36,629,865	△ 374,817		36,255,047

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法に よる原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1)有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生日の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法 により、翌事業年度より費用処理することとしております。
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処 理しております。
5. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1.有形固定資産の 減価償却累計額	建物 97,340 千円 器具備品 109,801 千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」に含めて表示して おります。

## （中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1.減価償却実施額	有形固定資産 40,692 千円 無形固定資産 125,056 千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

## 2. 配当に関する事項

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,728,133千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月 1日

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式等	—	—	—
債券	—	—	—
その他	11,143,217	10,497,066	△ 646,151
合計	11,143,217	10,497,066	△ 646,151

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,012,322千円
キャッシュファンド	1,007,421千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	292,148円52銭
1株当たり中間純利益金額	25,398円99銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
中間純利益 (千円)	3,151,963
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	3,151,963
期中平均株式数 (株)	124,098

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,938百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成20年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成20年6月23日 臨時報告書

平成20年8月6日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月24日 臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の平成20年11月5日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 3資産分散ファンド（毎月決算型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。